

紀美野町第1回定例会会議録

平成24年3月13日（火曜日）

○議事日程（第2号）

平成24年3月13日（火）午前9時00分開議

- 第 1 議案第 1 号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第 2 議案第 2 号 紀美野町地区集会所条例等の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 3 号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 4 号 紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 5 号 紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 6 号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 7 号 紀美野町税条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 8 号 紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 9 号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第10号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第11号 紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第12号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第28号 平成23年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）について
- 第14 議案第29号 平成23年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第15 議案第30号 平成23年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第16 議案第31号 平成23年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 第17 議案第32号 平成23年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2

号) について

第 18 議案第 33 号 平成 23 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) について

第 19 議案第 34 号 平成 23 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算 (第 5 号) について

第 20 議案第 35 号 平成 23 年度紀美野町上水道事業会計補正予算 (第 3 号) について

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 20 まで

○議員定数 14 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	七良 裕 光 君
2 番	町 田 富枝子 君
3 番	田 代 哲 郎 君
4 番	小 椋 孝 一 君
5 番	北 道 勝 彦 君
6 番	向井中 洋 二 君
7 番	上 北 よしえ 君
8 番	伊 都 堅 仁 君
10 番	松 尾 紘 紀 君
11 番	杉 野 米 三 君
12 番	美 野 勝 男 君
13 番	美 濃 良 和 君
14 番	加 納 国 孝 君

○欠席議員

9 番 仲 尾 元 雄 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	井 上 章 君
企画管財課長	増 谷 守 哉 君
住 民 課 長	牛 居 秀 行 君
税 務 課 長	中 谷 嘉 夫 君
産 業 課 長	岩 田 貞 二 君
建 設 課 長	山 本 広 幸 君
会 計 管 理 者	平 松 泰 清 君
総務学事課長	中 尾 隆 司 君
教 育 次 長	
生涯学習課長	新 田 千 世 君
保健福祉課長	山 本 倉 造 君
水 道 課 長	南 秀 秋 君
地籍調査課長	温 井 秀 行 君
美 里 支 所 長	尾 花 延 弥 君
会 計 課 長	西 切 博 充 君
代表監査委員	向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	大 東 淳 悟 君
書 記	中 谷 典 代 君

開 議

○議長（加納国孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、3月6日に議案等の説明を受けておりますので、本日は質疑から入りたいと思います。

（午前 9時00分）

◎日程第1 議案第 1号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（加納国孝君） 日程第1、議案第1号、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） 1点だけ、対象となる外国人世帯というのは、約何世帯で何人程度この町に住んでおられるのか、数値的なものだけ伺います。

（3番 田代哲郎君 降壇）

○議長（加納国孝君） 住民課長、牛居君。

（住民課長 牛居秀行君 登壇）

○住民課長（牛居秀行君） 田代議員の御質疑に、お答えを申し上げます。

現在、当町におきます外国人の数につきましては、平成24年2月末現在の数値でございますけれども、24名ございます。世帯数につきましては、手持ちにちょっと資料ございませんが、24名ございます。

（住民課長 牛居秀行君 降壇）

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第2号 紀美野町地区集会所条例等の一部を改正する条例について

○議長（加納国孝君） 日程第2、議案第2号、紀美野町地区集会所条例等の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第3 議案第3号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

○議長（加納国孝君） 日程第3、議案第3号、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　これで質疑を終わります。

これから議案第３号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　これで討論を終わります。

これから議案第３号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第　４　議案第　４号　紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例
について

◎日程第　５　議案第　５号　紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する
条例について

○議長（加納国孝君）　日程第４、議案第４号、紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について及び日程第５、議案第５号、紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　これで質疑を終わります。

これから議案第４号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　これで討論を終わります。

これから議案第４号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 6 号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長(加納国孝君) 日程第6、議案第6号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) 1点だけ、この条例改正で、回復の対象となる職員数はどの程度なのか、そこだけお聞かせください。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(加納国孝君) 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長(井上 章君) 田代議員さんの質疑にお答えします、該当する職員でございます、3号俸を回復する職員は186人、それから2号俸はございません、1号俸を回復する職員は3名で、合計189人が対象ということでございます。以上です。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長 (加納国孝君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (加納国孝君) これで質疑を終わります。

これから議案第6号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 7 号 紀美野町税条例の一部を改正する条例について

○議長 (加納国孝君) 日程第7、議案第7号、紀美野町税条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番 (田代哲郎君) 政府は、東日本大震災の復興に必要な財源を当面5年間で19兆円、10年間では23兆円と見積もっています。このうち10兆5,000億円を増税で賄うという方針です。所得税に2.1%の付加税、2013年から25年間で7兆3,000億円をたたき出すと、それから住民税の均等割を県と市町村合わせて1,000円引き上げ、2014年から10年間で6,000億円、退職金など分離課税に係る住民税所得割額の特例、つまり10%控除を2013年1月1日から廃止して、これで2,000億円、法人税に10%の付加税、2012年度から3年間で2兆4,000億円をつくり出すと。法人税は減税とセットなので、減税分を3年間、震災対策に回すだけで負担増にはならず、4年目からは減税だけが残る仕組みになっています。結局、

実質負担増になるのは所得税と住民税の分だけです。そのための地方税改正に伴う条例の改正なんですが、県と町を合わせて住民税1,000円の引き上げなんですが、それに見返りとして国庫補助等の国の支出金や交付金の減額があるのかどうか、その辺ちょっとつかんでいる範囲でお聞かせください。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(加納国孝君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時13分)

再 開

○議長(加納国孝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時18分)

○議長(加納国孝君) 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長(井上 章君) 申しわけございません。

田代議員質疑のこの税による浮いた財源は、緊急減災事業に充てられると、こういう財源に充てると、こういうふうになっておると、こういうことでございます。それによって、事業を展開していくと、そういうことです。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長(加納国孝君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時19分)

再 開

○議長(加納国孝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時20分)

○議長(加納国孝君) 3番、田代哲郎君。

○3番(田代哲郎君) 70%交付税で見るということですが、この住民税の引き上げで、町としては、県の分は別ですけど、町の分として、年間どれぐらいの税収増になるのか、その辺わかっていましたら教えてください。

○議長（加納国孝君） 税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷嘉夫君） ただいまの田代議員さんの質疑にお答えいたします。

個人住民税の税率の特例等について、3,000円が3,500円ということで、500円アップということで、23年9月の調定での人数で試算しますと、4,200人掛ける500円で、約210万円ということになります。

以上です。

○議長（加納国孝君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 年間で約210万円の税収増になるということですが、これは2014年からということですから、2年先の話ですけど、ここんとこずっと値上げ、値上げの、まあ言えばオンパレードで、年金はこの4月から下がることになるし、このまちの、きょうも介護保険料の改正とか国保税の引き上げとかいう、それから後期高齢者医療制度も引き上げられるわけで、そういうふうにいっぱい引き上げるということで、あれもこれも引き上げという形になっているわけです。そういう引き上げのオンパレードというんですか、そういうのが住民の生活を脅かして、このまちの脆弱な地域経済をますます疲弊させるというふうに私は考えるんですが、その辺の懸念について、町はどう考えておられるのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の再々質疑にお答えをいたします。

田代議員のおっしゃられるとおり、今の経済状況、こうした中で値上げ、値上げということであろうかと思いますが、こうした震災等あったときには、やはり、それなりの対応、これが必要ではないかと思います。また、介護保険、その他、いろいろ協議に協議を重ねていただいた上で、やはり受給者の方々がより利用のしやすいような、そうしたやはり面を考えていくべきであろうと思いますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） 1点だけお聞きしておきたいと思います。今、500円上がって210万円という均等割の分についての答弁があったんですが、その分離課税

ですね、これに係るところの特例がなくなった場合、うちのまちでどれぐらいの増税になるのか、そのところお聞かせ願いたいと思います。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長(加納国孝君) 税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷嘉夫君 登壇)

○税務課長(中谷嘉夫君) 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

退職所得に係る10%の控除の廃止についての試算ですけれども、22年度ベースで計算しますと、退職者が100名おられまして、そのうち課税対象者が39名ということになります。そのうち町民税が640万円になりますので、それ掛ける10%ということで、64万円になります。1人あたりに換算しますと1万6,000円ということになります。

以上です。

(税務課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長(加納国孝君) 13番、美濃良和君。

○13番(美濃良和君) 先ほど田代議員の質疑・答弁に対してありましたが、答弁ですね、結局、こういうことですか、交付税、国と地方の税の関係でいったら、税収が上がった分、上がった分の基礎部分の25%ですか、それを残した部分の交付税が減額されると、その部分の交付税で、そういうふうに復興の財源に充てていくという、そういうことになっていくということですか。確認したいと思います。

○議長(加納国孝君) 総務課長、井上君。

○総務課長(井上 章君) 今おっしゃられた、美濃議員のおっしゃられるように、その浮いた財源でございますけれども、今申し上げましたように、緊急防災・減災事業の財源に充てられると、こういうことの御理解でいいと思います。

○議長(加納国孝君) 13番、美濃良和君。

○13番(美濃良和君) 緊急防災ということは、結局、町税ですよね、今言うてるのは。ですから、それがどういうふうに国のほうに充てていくのか、そのシステムはどうなっていますか。

○議長(加納国孝君) 総務課長、井上君。

○総務課長(井上 章君) 美濃議員の再々質疑で、緊急防災・減災事業の地方負担分が当然出てくるわけでございますけれども、地方税において復興のための臨時的な

税制上の措置を講じることによりまして、地方団体みずからの財源を確保すると、こういうふうなことで御理解をいただきたいと思います。

○議長（加納国孝君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 9時29分）

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時31分）

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

1 番、七良浴光君。

（1 番 七良浴 光君 登壇）

○1 番（七良浴 光君） ただいまの話とちょっと関連するんですが、24条の500円を加算した額ということで、議会初日に税務課長さんから、災害対応のための財源だということでお聞きしておりますが、特定財源的な使途ということで御理解してよろしいんですか。例えば入湯税のような使途というような形で考えたらいいんですか。防災、先ほどから言われている減災事業とか緊急防災事業とかと、そういう事業に充てる、また、その事業債の町負担の分としての財源として使うと、そういうことの理解をさせていただいてよろしいんですか。以上、お伺いします。

それから、再確認ですが、先ほど来、二人の議員さんが質疑したとおり、この増額した500円のことで、税収が増加した場合、交付税が当然、その分引かれるということで間違いがないんですね。そこも明確にお答え願いたいと思います。その減った分を震災対策に充てるとかどうとかというのは国の考え方であって、町としてはそういう考えを聞きたくないので、逆に町としてこの500円がどういう影響を及ぼすのかということを知りたいので、その2点だけお伺いしたいと思います。以上。

（1 番 七良浴 光君 降壇）

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

（総務課長 井上 章君 登壇）

○総務課長（井上 章君） 七良浴議員の財源が特定財源であるのか、一般財源であるのかということで、一般財源と承知しております。

それから、当然、町税は町での有効に使っていくと、こういうことの御理解でいただきたい。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長（加納国孝君） 1 番、七良裕光君。

○1 番（七良裕 光君） ただいまの総務課長の御答弁と初日の税務課長の御説明とちょっと合わないように思いますが、そこら一遍ちょっと休憩してでも結構ですので、税務課長の災害対応に充てるという御説明と食い違うように思います。単なる一般財源であれば、どの費用にでも持っていけると。だから、この500円の増額については、今の答弁では納得できませんので、休憩をしていただいて、意思の疎通を図った上で、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（加納国孝君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時35分)

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時39分)

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 七良裕議員の再質疑にお答えをいたします。

この均等割の関係でございますけれども、法律で、税務課長申し上げました、当然、500円で均等割の上がる分につきまして、交付税が減額になります。国としては、交付税の減額になった財源といたしまして、緊急防災・減災事業の財源に充てていくと、こういう考え方でございます。

一方、町のほうで均等割として上がる分は、一般財源として使いますので、特定ということではございませんので御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（加納国孝君） 1 番、七良裕光君。

○1 番（七良裕 光君） ただいまの総務課長の御答弁で、特定財源ということではないというお話でございましたが、再度、税務課長にお伺いいたします。開会日の日の紀美野町税条例の一部を改正する条例の説明中、この24条中の500円は災害対応

のためという御説明でありましたが、それを訂正していただけますか。どうですか。

○議長（加納国孝君） 税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷嘉夫君） 七良浴議員の再々質疑にお答えします。

私が3月6日に説明させてもらったのは、第24条の個人の町民税の税率の特例等について話しさせてもらったんですけども、これについては東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に伴うということで説明をさせていただきました。一応、法律でございますので、その辺、よろしく願いいたします。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第7号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） 議案第7号、紀美野町税条例の一部を改正する条例について、私は反対の立場で討論を行いたいと思います。

大きな災害が起こりまして、これからは地震対策等々いろいろなこともございますでしょうし、これは大いに私たちは復興のために、また今後そのような震災の被害が起こらないために予算を使っていかなきゃならん、このように思いますし、復興のためには大いに私たちも予算を使っていきたいと、このように思います。

しかし、その予算の財源のところに問題があるんじゃないかというふうに思いますね。先ほどから各議員も質疑されたように、一つは、町民の均等割を500円、またもう一つは、分離課税に係るところの特例を廃止すると、これですっとこの特例廃止によって退職金をもらっている方々が税金を払わなければならない、このようになっていくわけですね。

そうなってまいりますと、今、大変不況で景気が悪い、こういうふうな形で言われているわけですが、これは要するに皆さん方がお金を使える状況にすると、こういうふうにしなければならないわけで、そのためにはどっちかといえば減税の方向に持っていかなければならないところなんですよね。減税によって、要するにものを買えれば、

それだけ景気がよくなってくる。中小の皆さん方もものがはけてくる。また、それによって税金もふえてくるわけなんです、さてですね、国のほうで本来しなければならないところを、このように地方に振ってくることに私は大いに問題があると思うんです。これ、町長が悪いとか、そういうふうに言っているのではないですよ。あくまでも国のやり方。だって、皆さん、今皆さん方が大きに批判しているのは、例えば議員の、国会議員ですね、ここのところの政党助成金３２０億円という、一人の国会議員がいるだけで何千万円というお金を配当すると。このようなやり方は、またこの使い方も非常に問題があるということも指摘されています。

またですね、金持ち減税が容認されてきていると。アメリカとかフランスとかイタリアでは、もうこの富裕層への課税を強化していこうと。また、富裕層、金持ちからも、甘えさせてきたから、もっと税金取ってもうてもええと、このように投資家、世界的な投資家と言われるアメリカのウォーレン・バフェットという方も言われているそうなんです、大きに金持ち減税がされてきた。また、そういうことが例えば株の配当、譲渡所得への２０％を１０％に下げているところですね、高額所得者の最高税率も下げている、ここのところを正しく見ていって、また、今回のところでいうならば、東電の責任というのは非常に大きいと思うんです。そこの役員なり、会社自体がもうたかさんの資産も持っているようですし、この方々が十分な補償をした上で、我々が応援するという事は非常にわかるんですが、東電もそのまま、国に我々の税金で何とかせえと。またですね、国のほうも国会議員３２０億円という多額のお金をもらっておきながら、そこのところは廃止しない、そういうふうに自分たちは勝手にしておいて、地方に回してくる。地方の我々が金を使えないから、結局、景気が悪くなってみんなが困ると、ここのやり方に対しては非常に大きな問題になっていると思うんです。

国のこういうふうに法律の改正のところに来るから、提案されなければならない町長の気持ちもわかりますが、このようなやり方については、我々も納得できない、町民が納得できないと思います。そういう点で、この案に反対いたします。

（１３番 美濃良和君 降壇）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（加納国孝君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 8 号 紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（加納国孝君） 日程第8、議案第8号、紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第8号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第 9 号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（加納国孝君） 日程第9、議案第9号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

3 番、田代哲郎君。

(3 番 田代哲郎君 登壇)

○3 番 (田代哲郎君) 具体的には、医療分の応益負担で平等割は据え置き、これは1万8,000円です。均等割は2万1,300円を2万900円に、400円の引き下げになります。応能負担で所得割4.7%を5.5%に引き上げ、資産割を49%から45%に引き下げます。後期高齢者支援分で応益負担の平等割5,000円と均等割6,100円は据え置いて、応能負担で所得割を1.6%から1.7%に引き上げ、資産割を10%から9%に引き下げます。介護分では応益負担の平等割を4,300円から5,200円に900円の引き上げ、均等割も5,200円から7,100円と1,900円の大幅引き上げになります。応益負担の所得割を1.1%から1.6%に引き上げ、資産割のみ10%から9%に引き下げます。

歳入の国保税構成比率は09年のいわゆる平成21年の全国平均では23.6%ですが、紀美野町の場合は16.9%と非常に構成比率が低いです。課税世帯の所得状況では、被保険者の54%の世帯が軽減世帯で、総所得金額が33万円以下の7割軽減を受けている世帯が総世帯数の33%に及びます。つまり、被保険者の3分の1が33万円以下の所得ということになります。国保は年金生活者や失業者、高齢者など社会的弱者が主な構成員なので、被保険者の所得の低さを反映していると思います。

そこで、質疑します。紀美野町の被保険者は近隣の自治体と比較して、所得水準が低いように思われるんですが、その点はどう考えておられるのか。それから、モデルケースとなる世帯、例えば、年収200万円で4人家族とか、そういう世帯で年間どの程度の課税額増になるのか、被保険者の年齢構成の、ここのところ大事ですけど、被保険者の年齢構成の特徴と医療費との関係についてどうなのか、この3点についてお伺いします。

(3 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長 (牛居秀行君) 田代議員の御質疑に、お答えを申し上げます。

今回の国保税の改定につきましては、改定率及び改定額につきましては、6日の税務課長の条例説明のとおりでございます。私のほうからは、住民課としては国保税の運営を担当しておる課でございまして、ただいまの議員の御質疑に対して、住民課のほうか

ら答えさせていただきます。

まず、幾つかございましたけれども、まず、今回の国保税の改定につきましては、その経緯から御説明申し上げますと、我が国の医療保険制度は、世界的な経済危機の影響等によって、雇用情勢が悪化する中、本格的な少子高齢化の到来と、人口減少や生活習慣病の増加に伴う医療費の増加等により運営は厳しさを増しております。

当町の国保運営におきましても例外ではなく、大変厳しい状況でございます。特に国保会計に大きな影響を及ぼしておりますのは、年間に支出する医療費でございますが、その医療費の推移につきましては、平成17年度から平成20年度にかけては、右肩上がりの状況でございましたけれども、平成20年度からはほぼ横ばいの状況となっております。しかしながら、被保険者数につきましては、平成17年度から22年度までの間を見ますと、313人の減少となっております、一人当たりの医療費が平成17年度では28万1,459円だったものが、平成22年度では35万4,310円と、約7万2,000円の増額となっている状況でございます。

また、国保の財政調整基金につきましても、平成17年度末では約2億400万円ほどあったんですけれども、平成23年度末では、今回の補正でも出てますけれども、それを取り崩して残額なしという状況になってございます。平成24年度の当初予算を組む時点におきまして、約、計算ではございますが、9,000万円の不足額を生じることとなり、今回の値上げを上程したものでございます。

その中、厳しい社会状況の中、私どもも赤字補てんのため、基金の取り崩しや一般会計からの繰入金によりまして、財政支出のバランスを図り、国民健康保険事業を運営してまいりましたが、景気の低迷により、町税収が低迷する中で、一般会計自体の財政も大変厳しい状況でございます。また、基金も底をつき、今回やむなく保険税の改定をお願いすることとなったものでございます。

しかしながら、当町の国民健康保険の被保険者は高齢者の方や保険税負担能力の比較的低い方々が多いという構造的な問題を抱えております。これは先ほど議員も御指摘があったとおりでございます。

また、先ほど申しましたように、大変厳しい経済状況の中、できるだけ値下げ幅を小さくできるよう、平成24年度におきましても、一般会計からその他の繰入金、いわゆる法定外繰り入れと言われるものでございますけれども、7,800万円の多額の法定外繰り入金をお願いし、低所得者の方の負担をできるだけ少なくするよう配慮をいたしました。

ものでございます。

具体的には、モデルケースで申し上げますと、世帯主69歳、妻67歳、23年度の総所得がどちらもゼロ、24年度固定資産税額ゼロ円の方の場合、このような方は先ほど議員のほうからも御説明がありましたけれども、応益割部分におきます法定減免につきましては7割軽減該当者となる方々でございますが、年間保険料が変わらないということにしております。計算上では約12円ほど下がるんですが、いろんなケースがありますので、変わらないと考えていただいて結構かと思います。

次に、モデルケース2といたしまして、世帯主72歳、妻70歳、23年中の総所得額が夫50万円、妻ゼロ円、24年度固定資産割額がゼロ円の方々の場合でございます。この方々の場合は5割軽減該当者となりますけれども、月額で92円のアップとなります。

次に、世帯主70歳、妻68歳、23年度中の総所得が夫100万円、妻ゼロ円、24年度固定資産税額ゼロ円の場合、このような方々は法定減免、2割減免の対象となる方々でございますけれども、この方々につきましては月額で450円のアップとなります。

最後に、保険税の軽減対象とならない方のモデルケースとして、夫43歳、妻41歳、子供二人、23年中の総所得金額が夫が200万円、妻がなし、24年固定資産税額が5万円の場合、月額として1,958円のアップとなります。平成24年1月末現在で何らかの保険税の軽減措置、先ほどモデルケースで御説明を申し上げました7割軽減、5割軽減、2割軽減の方々でございますが、このような軽減を受けている方々は、被保険者全体の約54%、これは議員の御指摘にあったとおりの数字でございます。軽減なしの方は、残りの46%でございます。

今回の保険税のアップ率につきましては、平均で約5%アップとなり、年間で1,200万円の増収を見込むものでございます。国民健康保険制度は国民皆保険制度の根幹になる制度でございますので、私どもも継続可能な制度構築に力を注いでまいります。

それから、被保険者の年齢構成というお話がございました。現在、紀美野町の被保険者数につきましては、24年1月現在でございますが3,285名の方がおられます。その中で60歳から74歳、75歳を超えますと後期高齢者医療保険制度のほうに移行いたしますので、国保については74歳までですが、60歳から74歳までの被保険者の割合、占める割合につきましては約56%でございます。正確には56.02%の方

がそういった方々でございます。

それから1人当たりの医療費のお尋ねもあったかと思いますが、これにつきましては、ちょっとお待ちください、資料を持ちます。

まことに申しわけございません。1人当たりの医療費につきましては、これは国保連合会というところがまとめておるんですけども、私申し上げました60歳から上の方々の1人当たりの医療費につきましては、50歳までの方々と比べまして約6,777円多い2万9,669円となっております。こういったように非常に60歳から上になってきますと、約1.何倍というふうな形で1人当たりの医療費が増してきます。

紀美野町の今現在、国民健康保険の被保険者の状況といたしましては、ただいま御説明申し上げました64歳から74歳までの方々の比率が大変高いという構造的な問題を抱えております。こういった中で、医療費も高騰をしておるということで御理解を賜りたいと思います。

幾つかございました。答弁漏れがあるかも知れませんが、簡単でございますけれども、今回の保険税改定、保険料の改定につきましての答弁とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

○議長(加納国孝君) 3番、田代哲郎君。

○3番(田代哲郎君) 非常に明快に状況を答えていただきました。応益負担というのは、収入がなくても課税される分なんですけど、介護分で応益負担部分の引き上げが非常に顕著なんですけど、その理由について伺います。

先ほどの答弁では、収入200万円で子供二人の家族で月額1,958円の増額になるという、収入200万円で月額1,900円というのは非常に高い負担だと思うんですけど、多分そういう低所得の部分ではなくて、もっと高いという所得収入のもっと多いところが一番ターゲットになっているんだろうと思うんですけど、どの程度以上の年間所得で、一番保険料負担が大きくなるターゲットにしておられるのか、その辺もわかっていたらお聞かせください。

それから、これはやり方の問題であるんですけども、やり方というか方針の問題でもあるんですけど、施策として収入をふやすということは大事なんですけど、今の話でも引き上げたところで1,200万円という年額の引き上げにしかになっていないようです。

けども、支出の抑制ということが非常に大事になってくると思われます。その点の考え方もお伺いします。

それから、第4点目は、保険事業というのは国保で会計でやっているんですけども、このまちの保険事業の取り組みはどうなっているのかということ、いわゆる、そして特定検診等の受診率の推移がどうなっているのか、そのあたりのことを現時点でどうなっているのかお伺いします。

○議長（加納国孝君） 住民課長、牛居君。

○住民課長（牛居秀行君） 田代議員の御質疑に、お答えを申し上げます。

まず幾つかございましたけれども、まず最初に、介護保険分についての、今回応益分について値上げがあったという御質疑だろうと思います。今回の保険税の値上げにつきましては、幾つかの点に着目をして我々も取り組んだところでございます。その中で一番大きい要因となりましたのは、現在でも紀美野町の保険税につきましては、県平均以下でございます。その中で、まず県内において、我々の紀美野町が一体どれぐらいの位置に保険税が入っているのかということから、まず入ったわけであります。

そこで、介護分の所得の低い方でも応益分については上がってくるじゃないかという議員の御質疑でございます。介護分につきましては、まず、所得割率を1.0から1.6に上げさせていただいております。これは県下第26位、31保険者があるんでございますけれども、紀美野町におきましては、それが第26位ということでございましたので、ここの分については所得割を上げさせていただいております。応益割でございますけれども、均等割額につきましては、県下で31位、一番最下位だったわけでございます。この部分については少し上げさせていただいてもいいのではないかという判断のもとから、5,200円から7,100円という値上げをさせていただきまして、現時点におきましては県下で23番目の率となつてございます。それから、平等割でございますけれども、これにつきましても、均等割と同じような考え方で上げさせていただいたものでございます。

次に、やはり国保税を下げていくということは、医療費をやはり下げることが一番肝心じゃないかということでございます。私どももそのように考えてございます。国保会計のそのほとんどが医療費の給付費ということでございまして、例えていいましたら、平成23年度の当初予算でございますけれども、国保会計に占める医療費の支出の割合は68.48%でございまして、そのほとんどが医療費の給付費に充てられているとい

うことがわかっていただけたと思います。国保財政の健全化、基盤強化に伴っていくためには、やはり議員おっしゃるように医療費の削減を図っていかなければならないと、私どもも考えております。

そのためには、やはり疾病予防に力を入れていかなければならないものでございます。現在、保健福祉課の協力のもと、平成20年度より特定検診及び特定保健指導を実施し、疾病の予防・早期発見に努めておるところでございます。また、人間ドックや脳ドックにつきましても、平成23年度予算で前年度より約400万円ほど増額をした予算を計上させていただいているところでございます。これらの予算は国保会計においては、保健事業費として掲載されておる部分でございます。

紀美野町におきましては、保険税収入に占めます保健事業費の割合は、平成22年度の実績でございますが6.61%で、県下第2位となっております。また、被保険者1人当たりの保健事業費につきましても、県下第3位となっておりまして、県内の保険者の中でも特に疾病予防に力を注いでおるところでございます。また、ジェネリック医薬品の普及・啓発も行っておりますが、今後におきましても力を注いでまいりたいと考えてございます。

今後、高齢化がますます進むことが想定される中で、国保運営につきましても、厳しい状況が続くものと考えてございますが、保健福祉課との連携強化を図りながら、疾病予防及び疾病の早期発見に力を注ぎ、医療費の低減を図ってまいりたいと考えてございます。

それから、特定検診の受診率のお話があったかと思います。特定健診の受診率につきましては、特定健診は20年度から始まってございまして、20年度の法定報告値でございますが、20年度の法定報告値につきましては18.72%でございます。21年度の受診率につきましては、18.54%、22年度の法定報告値につきましては29.62%となっておりまして、この22.62%という数字につきましては、現在、県下で第9位でございます。県平均が25.7%でございますので、県平均と比べましても、約4%ほど高いという状況になっておるところでございます。

それから、所得の高い方はどうなるんだというお尋ねにつきましては、ちょっと税務課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（加納国孝君） 税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷嘉夫君） それでは、限度額ということで、医療保険分のほうで

は、課税の限度額が一応51万円ということになっております。それから、後期高齢者支援金につきましては14万円ということになっております。それから、介護保険分につきましては、課税の限度額が12万円ということになっております。以上でございます。

○議長（加納国孝君） 住民課長、牛居君。

○住民課長（牛居秀行君） 済みません、ちょっと私、税務課のほうでわかると思っておりましたので振りまして申しわけございません。資料についてはそこまでちょっと現在調べておりませんけれども、参考にちょっとしていただきたいんでございますけれども、平成23年9月現在の国保の被保険者の平均所得でございますけれども、この平均所得につきましては、世帯で83万8,000円、個人では43万9,000円となっておりますのでございます。

もちろん議員御指摘のように、所得が多くなれば、もちろん税額も多くなるということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、国保の加入の方につきましては、大変所得の低い方々が多いということの中で、今回の保険税額の改定によって影響の出る方もあると思いますが、ごく少数であると考えてございます。

これで何とか御理解していただきたいと思います。

○議長（加納国孝君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 非常に事細かく答弁していただきまして、ありがとうございます。

非常に所得の低い人が多いということもよくわかりましたし、この町がいかに関係事業に力を入れて、力を注いでいるかということもよくわかりました。ただ、今までの経緯を見ると、例えば、平成21年度に1回、国民健康保険税を引き上げた経緯があります。しかし、その後、すぐ2009年度は、2008年度、2億4,500万円だった国保保険税が、そのとき一たん2億6,000万円に収入が上がったんですが、その後すぐもう2010年度、平成22年度では2億4,600万円というふうに、非常にすぐ落ち込んでいます。結局上げたことが、かえって、引き上げたことが負担になって、それなりに滞納者がふえてきたとかということもあると思います。その辺のことは調べてみないとわからないんですが、だから、国保税を引き上げることが歳入増に結びつくのかどうかという、非常に疑問があります。その点についてどう考えておられるのか。

それから、被保険者の健康を維持するために、特定検診、がん検診、それからドック

類とか非常にお金を使われているのもわかります。ただ、そういうところは、いま一層の努力を傾けていかないと、そういうことで努力している自治体もあるわけですけど、そういうことで支出を抑えるということがある、もう成功している自治体もあります。例えば、そういうところでは、がん検診などでも、P S Aとか、そういういわゆる前立腺がんの指標になる検査を入れたりとかいうこともやったり、いろいろと工夫してやっている実情です。だから、そういうことに、なお一層やっぱり力を入れていくべきでは、今以上に力を入れるべきではないかと思いますが、その点についてはどうお考えなのかお伺いします。

○議長（加納国孝君） 住民課長、牛居君。

○住民課長（牛居秀行君） 田代議員の再々の御質疑にお答えを申し上げたいと思います。

まず、国保税、今回の我々の設計では約1,200万円ほどの増額ということで、設計をさせていただいたと。実質それだけ上がってくるとは考えてございません。やはり、議員も御承知のように、大変厳しい社会・経済状況の中で、今後、所得についても減ってくるということでございますので、これはあくまでも平成23年の段階で、この改正をするに当たって、現状に当たって、この率を掛ければこれぐらいということで計算をしたものでございます。当然、こういう経済状況でございますので、所得額等も減ってまいりますので、やはり計算どおりにはいかないと考えてございます。

それから、いろいろと検診等々の中で、今後、国保運営についてというお話があったと思います。それにつきましては、大変先ほど来より何度も申し上げておりますように、国民健康保険制度といいますのは、小規模保険者が多数存在しておりまして、被保険者の年齢構成や所得分布の差異が大きいことなど、構造的な問題を抱えてございます。また、被保険者側から見れば、保険料は市町村ごとに異なり、このような市町村国保の構造的な問題を解決し、負担と給付の公平化、将来にわたり安定した制度運営を確保していくためには、やはり国の責任により市町村国保の全国レベルの一元化が図られる必要があると考えてございます。

そういった中で、現在、国のほうでは都道府県を単位とする、これはどういう形になるかわかりませんが、国民保険制度の広域化を検討されているようでございますが、現時点においてはその具体策がまだ示されていない状況でございます。

当町におきましても、高齢化の進展とともに、医療費が増加することが予想されます。

しかしながら、低所得の方々や無職の方々が割合が高い中、負担をしていただく額にも限界があるということは、私どもも十分承知をしておるところでございます。保険税を中心とした収入確保がより一層困難な状況となる、議員御指摘ございましたけど、滞納等ですね、そういった形でより一層困難な状況になるということが考えられます。よって、当町の国保財政の実質的な収支では依然として、今回上げさせていただきましたけれども、依然として厳しい状況が続くものと考えてございます。

国保財政に今大きく影響を及ぼしますのは、先ほども申しましたように、医療費の支出でございますので、今後におきましては、議員の御指摘にもございましたように、保健福祉課と一層の連携を強化いたしまして、医療費の削減に取り組んでまいりたい。また、検診等のメニュー等につきましても、より魅力のあるメニューとしていくような形で、保健福祉課とも連携を強めてまいりたいと考えてございますので、再々度の御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第9号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） お金がなくて病院にかかることができず、命を失う悲劇が各地で後を絶ちません。全日本民主医療機関連合会というところが実施した調査では、経済的理由から受診が手おくれになり死亡した人は、昨年1年間で67人に上りました。これは民医連の医療機関だけで判明した氷山の一角であり、全国では5,500人に達すると推定されています。

保険証1枚でだれもがどこでも医療を受けることができるという国民皆保険の仕組みが全国的には機能不全に陥っている現実があります。国民健康保険は皆保険の最後のとりです。お金のない人を医療から排除することだけはあってはならないと思います。

最大の要因は保険税の高騰だと言われます。年所得200万円の4人家族で、年30万円から40万円などの過酷な負担になる自治体もあります。滞納する世帯は全国で41万4,000世帯、加入世帯の2割以上になり、資格証明書は29万6,000世帯

に、短期証は１２５万５，０００世帯に発行されています。滞納世帯の預貯金など資産差し押さえは増加する一方です。

紀美野町は国保税の引き上げを避けるために、一般財源の繰り入れを毎年行ってきました。今回の補正予算でも２，７６５万２，０００円の繰り出しが計上されています。こうした努力の積み重ねは十分な評価に値すると思います。

言うまでもなく、国保の危機を生み出した元凶は歴代政府による国庫負担削減です。１９８０年代には約５０％あった国保総収入に占める国庫負担割合は、今では２５％以下に減りました。紀美野町の国保でも平成２２年度決算での国庫支出金は歳入全体の２２．３％にすぎません。国民と自治体に負担と犠牲を押しつけ、国保を危機的な状況に追い込んでいる国の責任放棄はこれ以上許されるものではありません。しかしながら、歳入に占める国保税の構成比が平成２２年度決算でも１５．８％しかないことや、７割減免の世帯が３３％もあることなどが示すように、この町の被保険者の生活力は非常に脆弱です。国保税を引き上げれば、ますます困窮する人がふえる可能性があります。普通の生活をしている人には少額でも、収入の少ない人にとっては耐えがたい負担になります。

したがって、今回の国民健康保険税条例の一部改正に賛成することはできません。
以上です。

（３番 田代哲郎君 降壇）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第９号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第９号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（加納国孝君） 起立多数です。

したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時27分)

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時41分)

◎日程第10 議案第10号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（加納国孝君） 日程第10、議案第10号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番（田代哲郎君） 第1段階から第3段階までの標準に達しない被保険者の比率はどの程度なのか、お伺いします。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長（山本倉造君） 田代議員の御質疑にお答えします。

第1段階から第3段階までの人数、24年度の見込みとしての人数でございますが、1,888人で、約47.6%に当たっていると思います。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長（加納国孝君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 第1段階から第3段階というのは、標準に達しない基準額の4分の3までの被保険者が47.6%、半分近くをほぼ占めるわけですが、この改定で標準の第4段階の保険料、これが基準値なんですけども、現在のところ、県下で3番目ぐらいにその基準値、5,100円というのは県下で最も高い、先ほどの国保は県下では低い、非常に低い部類でしたけど、我が町の介護保険料は県下でも3番目ぐらいに、2番目ですか、2番目に高かったんですけど、この改定で他の自治体と比較して県下の

他の自治体との比較ではどうなるのか、その辺、把握しておられたらお伺いします。

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長（山本倉造君） 第4期、23年度では県下第3位でございます。

県下第3位。第5期になりまして、2番目になると思われます。

○議長（加納国孝君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 先ほどの町税の改正のときでも、町税条例の改正のときにも申し上げたんですが、国保税、それから国保税もさっきの説明では200万円の世帯で月額1,900円ほど上がるということでした。それから、後期高齢者医療保険の保険料も上がることになっています。それから、年金も物価スライドで下がるということで、またこの町の介護保険料は基準値で県下2番目に高い値を、それは介護給付が伸びてきているということだと思うんですけど、3年ごとの見直しのたびに引き上げていたら、そういう脆弱な被保険者の生活に追い打ちをかけることにならないのか、その辺についてどう認識しておられるのかお伺いします。

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長（山本倉造君） 脆弱な世帯に対しては、値上がりというのはそのまま響くことだと思います。今の介護保険料のつくり方としては、介護給付の2割1分、去年今までは2割でしたが、ことしから24年度から2割1分というふうに国の定めによって持ち分というか負担分が引き上げられています。それと、1号被保険者の数等によりまして、さまざまにその影響が市町村ごとに年齢構成によって違ってくると思いますが、紀美野町におきましては、やはり後期高齢者が相対的に割合が高いということで、このような状況になっていったものでございます。

以上です。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第10号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） 12年前の2000年4月に介護の社会化を合い言葉に介

護保険制度が始まりました。しかし、今日の現状は特別養護老人ホームの入所を希望しても入れないし、家族の介護を理由に仕事をやめざるを得ない介護退職は全国で毎年10万人以上あると言われます。また、介護現場の人材不足も深刻で、介護の危機というべき状態が進みつつあります。一方で高齢者の介護保険料は上がり続けてきました。4月からは基準月額の全国平均でも5,000円を超えと言われ、高齢者の負担はますます重くなっています。

紀美野町の介護保険料は、現在の第4期保険料で基準月額が5,100円と高負担になっていました。ことし6月に可決成立した介護保険法改正は、高過ぎる保険料問題について、国など公費負担割合の改正は行いませんでした。しかし、このままでは第5期保険料が大幅に上昇するとして、県に積み立てられている財政安定化基金の取り崩しを条文化しました。高齢化率が高く、所得の低い被保険者が多い紀美野町の介護保険料が国保税や後期高齢者医療保険などと一緒に上がれば、困窮して払えない人たちがふえると考えられます。また、4月からは物価スライドによる年金額の引き下げも強行されることになっており、これ以上の負担増はかえって逆の結果を招くと思われ、介護保険料の引き上げに賛成することはできません。

以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(加納国孝君) 起立多数です。

したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第１１号 紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（加納国孝君） 日程第１１、議案第１１号、紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第１１号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第１１号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第１２号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（加納国孝君） 日程第１２、議案第１２号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第１２号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第１２号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第28号 平成23年度紀美野町一般会計補正予算(第5号)について

○議長(加納国孝君) 日程第13、議案第28号、平成23年度紀美野町一般会計補正予算(第5号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

4番、小椋孝一君。

(4番 小椋孝一君 登壇)

○4番(小椋孝一君) 57ページの第3表の債務負担行為の補正ということで、紀美野町と美里の湯かじか荘の指定管理委託料、平成24年に2,000万円、平成25年度1,330万円ということでなっておりますけれども、これを今後ずっと続けていくのか、いかないのか、なぜかといいますと、この中に、うちのこの議員の中にも理事で選出をしている議員もございますし、執行部からも理事ということで、かじか荘の財政を立て直すということで一生懸命やっておりますけれども、先ほど来、町長、三役の給料も引き下げておる中で、これずっとこういう形でいくのか、いかないのか、時にはやっぱりいつかは切り離して、かじか荘、従業員、一生懸命やっておりますけれども、また料理長も一生懸命やっておりますけれども、その中で一生懸命やっておっても、収入が上がらないということであれば、和歌山県下ではこういう施設が何ぼでもあって、どこかの業者に委託するとか、そういう形で、今後考えを持っておられるのか、答弁を願いたいと思います。

(4番 小椋孝一君 降壇)

○議長(加納国孝君) 企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長(増谷守哉君) 小椋議員の紀美野町美里の湯かじか荘の指定管理者委託料の中の、平成24年度で2,000万円、平成25年度で1,330万円の計上をさせていただいております。

ふるさと公社につきましては、平成10年9月30日にかじか荘の施設管理の運営を

目的といたしまして、民法３３条の２で規定される公益法人として財団法人ふるさと公社として設立いたしました、現在までかじか荘の運営に当たっていただいておりますのでございます。

平成２０年１２月１日に公益法人制度の改革関連三法が施行されまして、従来からあった公益法人制度が大きく変わりました。従来の公益法人である財団法人や社団法人等の法人設立に関しての主務官庁制または許可主義が、新制度ではそれらが廃止されまして、公益性を必要としない一般社団法人、または一般財団法人あるいは公益性のある公益社団法人、または公益財団法人のいずれかに施行日から５年後の平成２５年１１月３０日までに移行しなくてはならないということになりました。一般財団法人、一般社団法人につきましては、法人登記で設立するという簡易的な設立ができますが、公益社団法人または公益財団法人につきましては、公益性について十分審議の上、大きな団体については総理大臣、また県内で営む団体については知事が認定することになってございます。

財団法人ふるさと公社につきましては、新制度のもと、主に旅館業を営む業務であるということで、事前に県のほうへ公益法人としての認定は可能かということで問い合わせをいたしましたが、これはかなり難しいということで、公益財団法人としての認定は難しいということでございます。となれば、一般財団法人として新たに財団を維持していく場合については、そういう形でなっていくということでございます。

平成２５年の１１月３０日以後のあり方については、今後、これからの経営の状況を見ながら検討していくということで進めてまいりたいと思います。このため、平成２５年１１月３０日ということは、平成２５年度におきましては８カ月の期間となります。このため公益法人としての財団法人ふるさと公社は、この日をもってなくなるという形で、新たに継続をする場合であれば、一般財団法人ふるさと公社として再度登記をするということで維持ができることとなります。

このため、平成２４年度では２，０００万円を計上させていただいておりますが、２５年度は８カ月ということで計算をいたしまして、月当たり約１６６万２，５００円ということで、８カ月の１，３３０万円ということで計上させていただいております。今後の財団法人ふるさと公社の進め方については、これまでに方針を決定して、かじか荘の運営を考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（加納国孝君） 4番、小椋孝一君。

○4番（小椋孝一君） ただいま法人改革ということで、25年から一般にいくか公益にいくかという、どこの社団法人、財団法人も県の指定で、それはわかっているわけですけど、一般ということになると、普通の会社と一緒にいう考えを持つわけですけども、私が先ほど言ったのは、今後、先ほど来、三役の給料まで減らして、町の財政負担をたとえちょっとでもということやってるのにもかかわらず、一般にして担当課長のほうから行く行くは一遍考えてみようかという答弁もありましたけども、これはやっぱり議会としてでも、これだけ出費をしていくということは、いかななものかなというように思うわけです。

なぜかという、やっぱり公益性、要するに、もちろん紀美野町にとっては、このかじか荘の湯というのは町のシンボルでもありますし、これはもう本当に守っていかないかんというのは、それはもうわかるんですけども、毎年、毎年、こういうように金額を入れていくということに関しては、ちょっと問題はあるんじゃないかと。

前にも私も一般質問でも、他の議員も、今後、これも社団法人、財団法人の一般のほうに移るということになると、理事のほうも責任理事というのが何名かが必要になってくると思うんですけども、そうすると、その責任理事に物すごく負担がかかってくる可能性もあるんで、やっぱりどこかでこれは赤字ということになれば、利益が上がってたら我々も何も言わないんですけども、赤字がずっと続くということは、理事の責任所在というのは非常に問われる可能性が出てくるということになってくると、いつかはやはり、かじか荘の名前を引き継いで、入札というんか、公募して、やってくれる人があったらやってちょうだいよと、そこであすから利益を上げてちょうだいよというのも、一つの考えであるのかと、私はそう思うわけですけども、そこら再度の、今後の方針をどういう考えでおるのか、再度御答弁をお願いしたい。

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 小椋議員の再々質疑にお答えをいたしたいと思います。

このかじか荘の運営につきましては、非常に当局も苦慮をしておるわけでございますが、そんな中で、今の現状を言いますと、単年度収支、これでいきますと、この2,000万円を入れることによって、単年度は収支は黒と、こうなっております。わずかですが、黒字になっておると。それによりまして、逆に雇用の関係と、それから経済対策、

これにも波及効果があろうということで、職員一同頑張っておるところでございます。

この答弁だったら、これ、ちょっと理事長としての答弁みたいな感じになるんですが、実は、理事会においてもそうしたことで、今、職員一丸となって頑張っている、その頑張っている中で、先ほど課長のほうからも答弁ございましたが、25年の11月30日、これまでに公益法人制度の改正と、改革関連3法がありましたので、改正をしていかなんいう中で、今、実はこの今議会に提案させていただきましたのは、これまでに何とか盛り上げようと、そして、そこで皆さん方に一つ最終的な考えをお諮りしたいというふうを考えまして、今回提案をさせていただいたところでございます。

そんな中でございますので、今、かじか荘の職員、本当に頑張っております。そこらをひとつ御勘案をいただいて、そして、この平成24年、それから25年と、あと1年8カ月しかないわけでございますが、この間に何とか盛り返さすというて頑張っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（加納国孝君） 4番、小椋孝一君。

○4番（小椋孝一君） もちろん職員、また料理長から皆一生懸命やっているのはわかる。今、町長がおっしゃった2,000万円、また8カ月で1,330万円を、これ入れて、何とか持ち直したいんやと、それもわかる。だから、2,000万円と1,330万円がなければ大赤字という、もちろん公益法人改革の中では、公益にいくか一般にいくかの中で、県の指導の中で一般にいくというのでないといけないよという指導もあったということでございますので、やはり一般ということは、普通の会社でいうたら株式会社と一緒に考えだと思ふんですけども、赤字になって、それがずっと継続しようかということなら、借入れをするか、そういうようにしないと絶対できないことなんで、どこかではやっぱりこれは理事の皆さん方のいろいろ責任の所在も重要視されてようかと思いますが、再度、この24年、25年の中で、今後ずっと続けていくという気であるのか、いつかはどこかへ指定管理者制度になるのかどうかわかりませんが、赤字が続けば、どこかでそういうようにしむけていくのかという、この二つだと思うんですが、この二つの中で、どちらかをとるのか御答弁をお願いします。

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 小椋議員の再々質疑にお答えいたします。

もうおっしゃるとおり、最終的に25年11月30日ですか、このときに一般財団法

人になるんか、公益財団法人になるんか、いろいろそうした転機がやってまいります。
したがいまして、それまでにひとつ頑張るし、そしてまた頑張って、皆さん方も御協力を
いただきたいと思います。そんな中で見きわめていきたい、そのように考えております。
したがいまして、今のこの2,000万円というのは、あくまでも指定管理料であ
って、町から補助をしているという金ではございませんので、そのところをひとつ御
理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） 1点だけ、ページ62に、基金繰入金が計上されています。
財政調整基金繰入金5,749万3,000円を計上していますが、繰り入れ後の基金の
残高をお伺いします。

（3番 田代哲郎君 降壇）

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

（総務課長 井上 章君 登壇）

○総務課長（井上 章君） 田代議員、財政調整基金の平成23年度末現在高見込
みですが、10億5,441万8,000円を見込んでおります。

以上です。

（総務課長 井上 章君 降壇）

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

1番、七良裕光君。

（1番 七良裕 光君 登壇）

○1番（七良裕 光君） 64ページ、歳出です。2款、1項、12目の防災諸費
の11節、需用費中、消耗品費708万8,000円、食糧費424万1,000円の計
上がされております。その中で、まことに申しわけないんですが、消耗品費の内訳並び
に食糧費の内訳について、当初説明を受けましたが、一部、私がメモ漏れがあったよう
でございますので、まことに申しわけございませんが、再度お願いしたいのと、食糧費
について、過去に備蓄されている食料品の賞味期限というんですか、期限切れが近い食
料品もあろうかと思います。そういう食料品についての処分の仕方、処理の仕方につい

て、お伺いをしたいと思います。

それから、15節、工事請負費の824万5,000円の防災行政無線電話対応システム整備工事、これは相互通話のことかなと想像はしておるんですが、この工事内容と箇所数、整備する箇所数、それから防災備蓄倉庫整備工事の371万7,000円、この工事について、御説明ではコンテナ3基を購入するということでございましたが、配置場所、またコンテナ内に収容する予定物品等をお聞かせ願いたいと思います。18節、備品購入費4,109万4,000円の内訳と防災用備品の収納場所、保管場所等についてお伺いします。

以上です。

(1番 七良浴 光君 降壇)

○議長(加納国孝君) 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長(井上 章君) 七良浴議員の1点目の、11節、消耗品の内訳でございます。現在予定しているところは、水の給水袋でございます。一応5,000個を予定をしております。もう一つは、トイレが避難所でできない場合に、そういうトイレの消臭の固定剤セットというのがございます。これ一応3,750個を購入予定でございます。それで消耗品としては708万8,000円を予定をしておるところでございます。

食糧費につきましては、備蓄食糧を予定をしております。一応、25年の保存がきくもので、7,520食を予定をしております。それともう一つ、飲料水でございます。70ケース、本数でいいますと500ミリリットルで1,680本を予定をしております。それが28万2,000円で、備蓄食糧が395万9,000円、合わせて424万1,000円でございます。

それから2点目の、備蓄の食糧の処分でございます。当然、賞味期限というんですか、消費の期限が過ぎますと、当然、廃棄処分ですが、その切れる前、できれば食べられるうちに、そういう防災訓練等があったときに、そういうときに使っていただければという考えは持っております。

それから、15節、工事費でございます。防災行政無線電話対応システム整備工事、これにつきましては、防災行政無線で避難勧告等の放送を行った場合、自動的に録音をいたしまして、それを電話で聞いていただけると、こういうシステムでございます。当

然、本庁舎のそういう防災行政無線がある場所で工事を行う予定にしております。

それから、防災備蓄倉庫でございます。一応、コンテナ型3基と御説明を申し上げまして、一応、場所につきましては、本庁、この役場にもなかなかそういう備蓄する場所がございません。現在、予定しているところは本庁と、それから国吉、それから長谷毛原と、こういう3カ所を一応予定しております。それから、この備蓄倉庫に何をということでございますけれども、こういう今回購入いたします食糧であるとか水、あるいは毛布等、そういう備蓄するものをこの倉庫に保管したいと、かように思っております。

それから、18節の備品購入費の内訳でございます。発電機が一応50基、それから投光器、照らすそういうものでございますが、これも50基、それから簡易トイレということで、ポータブルトイレと隠すテントということを、それぞれ50個ということを用意しています。それから、無線機、これは防災の移動というんですかね、その無線と同じものですが、32台を用意しています。

それから、避難所の間仕切りということでパーテーション、あるいはプライベートルームと、こういう仕切れるもの、避難所の仕切れるものを予定しております。パーテーションについては100個、それからプライベートルームという、仕切れるそういう箱型のものは10個ということでございます。それから、水をつくる造水装置ということで、これは2基、378万円、2基ということでございます。それから、エアテントということで、これもずっと膨らまして使うテントでございますが、これは533万7,000円でございます。毛布につきましては、2,000枚を購入予定としております。

収納場所については、孤立ということも考えられますので、収納できる場所も必要でございますけれども、できるだけあちらこちらというんですか、できるだけ広範囲にそういう場所の許す限り備蓄したいと、かように考えております。

以上でございます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長(加納国孝君) 1番、七良裕光君。

○1番(七良裕 光君) ありがとうございます。

まず、消耗品の説明、大変いいものを備蓄していただけると感謝していますが、ちょっと私が質問させていただいた質問の仕方が悪かったのかどうか分かりませんが、答弁の中で、食糧費の内訳をお願いしたんですが、備蓄品ということで表現されましたが、置いておくことを備蓄というと思いますので、その中身が乾パンであるのか何であるの

か、ちょっと理解ができなかったもので、それを再度お聞きするとともに、その処分方法でできるだけ活用したいということのお話でございましたけども、できるだけ活用するためにも、もっともっと訓練をする必要があるのではないかと、大変お忙しいかもわかりませんが、自主防災組織なり、17施設ですか、17組織があるやに、以前聞いた記憶があるんですが、そういう自主防災組織のやはり再編成というんですか、もっともっと活動していただくための一つの訓練時に使える水とか、また、乾パンとかというものを処理しながら、訓練の中へ使って行って、全町的にそれぞれの住民が自分の命は自分で守るという意識をさらに高めていただくためにも、そういう計画が必要ではないかと、このように考えておりますので、その点も再度お伺いしたいと、お考えをお伺いしたいと思います。

それから、もう1点、この備蓄倉庫ですが、本庁がよくわかったんですが、国吉と長谷毛原という地域限定のお答えでありましたが、国吉のどこに置かれるのか、長谷毛原のどこに置かれるのか、再度場所も明確にお答え願いたいと思います。

それともう一点、4,109万4,000円という多額の費用を投じて立派な発電機を初めろ過器、それからエアテント等々、無線機まで大変な高価な備品を備えていただくことで大変うれしいんですが、この配備先、配置先について、あちらこちらという御答弁でございましたけども、そうでなくて、この場所に置くんだということを、総務課長としてははっきりと御答弁をお願いしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

もう一つは、エアテントの数が1であるのか、10であるのか、ちょっと発言がなかったもので、高価なものだという金額の話は聞かせていただきましたが、数の話を聞かせていただいてないんで、それも含めてお伺いします。

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） まず1点目の、食糧費の中身でございます。先ほど申し上げましたように、通常の備蓄食糧は5年間の保存でございますが、今回購入するものは25年ということで長期になります。どんなものということで、一応、チキンシチューとか野菜シチュー、クラッカー、洋風鳥雑炊、洋風エビ雑炊と、こんな一応の今のところ、食品のそういう中身になっております。

それから、2点目の備蓄の食糧について、しっかり訓練をやって、それを使ってはどうかという御指摘でございます。もう議員おっしゃるとおりでございます、本当に各

自主防災さん等活発にやっていただいて、賞味期限の迫ったものを使っていただいて、訓練をやっていただくと、こういうことでしっかりと今後啓発に努めてまいりたいと考えております。

それから、3点目の倉庫の配置でございます。1点目の一つの本庁舎には少しないのでと、あと、一応、特定な場所を、国吉とか長谷毛原とか申し上げたんですが、現在そういうことを考えておるということで、具体的な、ちょっと今まで場所まで特定できませんので、お許しをいただきたいと思います。今後、配置について考えてまいりたいと思います。

それから、防災用品等、あちらこちらということで、申しわけなかったんですが、50基ということで、現在、避難所が50ございますので、その50という数は避難所50カ所ということを考えての、一応今のところ数でございます。そういうことで御理解いただきたいと思います。

それから、エアテントにつきましては、もう一つということでございます。

以上でございます。

○議長（加納国孝君） 1番、七良裕光君。

○1番（七良裕 光君） 再々質疑をさせていただきます。ただいまあちらこちらが、ようやく避難所の50カ所という明確な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。ただ、避難所と指定されておる場所に、そういう保管をするスペース、また備蓄庫的なものがあるかないかっていうのは、私もすべてのところを見たわけではないので断言はできませんが、そういう収容するものも当然、この費用の中で見込んでいただいているのですか。それとも、それはまた別に、あくまでも非常用のものということで、ただ部屋の避難所の隅に放置しておくのか、そこらも含めてお伺いしたいと思います。まず、そういう発電機、またろ過器、また無線機という、そういう高価なものを購入されるのでありますので、保管方法もしっかりとした形で保管をするとともに、自主防災組織、あるいは地域住民がそれぞれ定期的に点検が、容易に点検ができるような状況等も考慮していただいた上で、保管方法も考えていただいておりますので、その考えていただいております内容についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 七良裕議員の再々質疑にお答えをいたします。

今回のこの防災諸費、これにつきましては、もう御承知のとおり、今まで災害が起こ

った、そうしたときに一番何が必要であるかということをもまず考えました。そこで、東北震災、また紀南の洪水等々によりまして、やはり、まず光がない、電気が来てない、それともう一つは水がない、これが一番困ったというふうなことでいろいろ聞きました。

そうした中で、やはりこれから紀美野町におきまして、どこでその土砂災害が起こるかわからん、そんな中で、やはり集会所とかそうした避難所、そこを重点的にやはり整備していかならんと。そして、この発電機並びに投光器、これらを設置することによって、まずその地域の人々に光を与える。そして、水の給水袋ですか、これらも配置しますので、水も確保できる。それと、それ以外にも川の水、また沢の水から飲料水にできる機械、これも購入するようにしています。1台だけですけどね。そうした、要は水と、それから光、そうしたことで、まず対応していく。

そして、一番被災地で困ったのはトイレやと、こういうことも聞いております。そうしたことを重点的に整備をしていくということで、今回こうした防災備品について買い入れを行ったと、そして配置をしていくということを基本に置いてですね。それともう一つは、先ほどエアテントと言いましたが、これもこの近くでは海南市が持っております。要はエアでもう瞬時にテントが張れる、そうしたものでございます。これはそうした現地対策本部になったり、いろいろ使用できる、そうしたことをまずやっていく。

それと、まず避難されたときに、体育館、またはそうした広いところへ避難されたときに、皆さん、テレビで見られたと思うんですが、個々のプライベートのエリアというんですか、それが必要になってくるということで、そうしたボール箱でそうしたことができるような、そうしたことまで考えた上で、これを購入をさせていただいているということでございます。そこらをひとつしんしゃくいただいて、まだこれからも、それでもまだ行き届かんやないかということが多々あらうと思います。しかし、徐々にそうしたものを備えていくというふうな方針でいっておりますので、ひとつ御理解賜りたいと思います。

あと詳しくは、また総務課長のほうで。

済みません、川の水なり沢の水から飲料水にできるという、その機械は2基買います。そうしたところで、ひとつよろしく申し上げます。

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 再々質疑にお答えしたいと思います。

これの備品の収納するものというのは、この予算の中にはございません。そういう配

備計画的なものをきちっと今後計画して、そしてまた、当然、かぎなんかもたくさんの人に持っていただいて、いざというときにすぐあけられて使えるような、そういうふうな体制づくりというのを、今後しっかりとつくっていきたいと、そういうふう to 思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（加納国孝君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 1 1 時 3 5 分）

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 1 1 時 3 7 分）

○議長（加納国孝君） ほかに、質疑ございませんか。

1 3 番、美濃良和君。

（ 1 3 番 美濃良和君 登壇）

○ 1 3 番（美濃良和君） 時間も押してますので、端的に質疑いたしますので、端的に御答弁お願いしたいと思います。

一つは、57 ページの先ほどの債務負担行為でかじか荘がございます。2,000 万円で、あと 1,330 万円というのがあるんですが、今、かじか荘で働いている人間がどれだけいてるのか。うちの予算の中で、どれだけ雇用に関するところの、この予算が使われているのか、一番大きいのは、この紀美野町の役場の職員でございましょうけれども、その辺のところについてお伺いしたいと思います。

それから、歳入の部分で、61 ページに真ん中辺に国庫支出金の国庫補助金の中の、市町村合併推進体制整備費補助金というのが 404 万 2,000 円ございますけれども、これが今後どうなってくるのか、今後出てくるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。それが歳出においては、これは 64 ページの総務費の総務費管理費の中の自治振興費の中の財源の振りかえですね、どういうことでこういうのが使えるのか、お伺いしたいと思います。

そして、もう一つありましたよね、これは 70 ページの真ん中辺、教育費の中の保健体育費の中の体育施設管理運営費ですね、これについても財源の振りかえがございます

けれども、これがどういうことで使っているのか、お伺いしたいと思います。

もう1点、69ページの消防費の中の常備消防費でJ－A L E R Tですけれども、これで、要するに今度消防のほうにもつけるということなんですけれども、これがミサイルが飛んできたらと、あるいは地震が来る予報ですね、こういうふうに使われるということでございますけれども、その予報を受けてどのように対応していくのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長（加納国孝君） 企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長（増谷守哉君） 美濃議員のかじか荘の職員の数でございます。正職員が5名、パートが22名、合計で27名の職員が勤務してございます。

以上でございます。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長（井上 章君） 私のほうからは、61ページの市町村合併推進体制整備補助金でございます。この財源の、これ変更になるわけですが、起債を充てておったんですが、合併補助金ということにかえさせていただいております。ちょっと起債のほうに適債ということではなかったということでございます。404万2,000円でございますが、福田集会所で190万円、それからスポーツ公園、体育館の214万2,000円という、この耐震診断に係る部分のものでございます。

この市町村合併整備補助金でございます。この補助金については、合併に伴うそういう施策に対してつくものでございます。現在、2,079万3,000円がまだ使えるものということでございます。

以上でございます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長（加納国孝君） 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長（家本 宏君） それでは、議員から御質疑ありましたJ－A L E R T等

を介して情報を得た後の対応に関してでございますが、御承知のように J－A L E R T システムによって受けられる情報といいますのは、弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処するのに時間的な余裕のない事態に関する情報でございます。この情報に関しましては、防災行政無線等を介しまして、自動的に住民の方々に情報を瞬時に伝達するシステムでございます。その後の対応に関しましては、住民個々にゆだねられておるといったような状況になろうかと思しますので、御理解賜りたくよろしくお願いいたします。

以上です。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 13 番、美濃良和君。

○13 番 (美濃良和君) 57 ページのこのかじか荘ですけども、今の答弁でしたら、正職員 5 名、それからパート 22 名と、27 名の方が働いているわけですね。今、どれだけほかのところで働いているのかということの答弁なかったんですけども、恐らくこの役場の職員以外で町の雇用というところの予算は、余り使われていないというような状況にあると思うんですね。

あと、今、紀美野町において温泉というのは、隣のだるま温泉、ここと 2 軒なんですけども、1 軒が閉めていけば、ほかのところにも影響があると。翻って、今まで入湯税というのを取ってきたわけですよ。それを使った、そういうところのこの開発というのが、町として予算の上ではどうであるのか。余り言っていくと、一般質問的になっていきますけれども、抑えますが、要するに、以前、私がかじか荘の活性化ということで質問したんですけども、その中で紀美野町には生石山やふれあい公園というところで、年間何万人も来ると、こういう人たちをここに回せばいいんだという答弁であったんですけど、客層の違うもの、どうするのかなということでありましたが、結局、それに対して対策はとれてないと。今言われるように、27 名の方が働いていて、ほかのところにも影響のあるようなところでしたら、予算の上でうちとしても紀美野町としても何らかの対策を打つ予算を、さらに考えねばならないんじゃないですか。その辺はどうであるのか伺いしたいと思います。

それから、歳入の、先ほど言いました市町村合併推進体制整備費補助金ですけども、2,000 万あましのお金が出ているようなんですが、今後これを、補助金は出てくるのか、今後のところについてお聞かせ願いたいと思います。

それから、J－ALERTなんですけども、こういうことでお金も使ってやるんですけども、消防長が今後についてはどうするんかわからんと、ミサイル飛んできたのをいうても、その対策というのは、公でもとりきれないと思うんですが、地震ですね、一番我々が関心が深いところなんですけども、結局、そういうふうな放送が流された場合に、どのように対策をとるんかということについて、訓練をしておかなければ、せっかくこういうふうな体制をとっても、その後のところが生かせないというふう思うんですね。その辺については、今後どのような対策をとっていかれるのか、せっかくの工事をどのように生かしていくのかについて、お伺いしたいと思います。

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再々質疑の、まず57ページ、かじか荘の人件費として27名の皆さん方が働かれておる、それについて、もっと前向きに開発等考えられへんのかと、こういう前向きな御意見であったと思います。ただ、今、過去のそうしたあれを調べますと、書類を調べますと、合併前に、地質学者が来て、あの近辺の地質を調べています。その結果、今のところ、あの近辺では温泉が出るところがないというふうな、そういう結果が出されておりますので、私もそこまで温泉をまたほかへ掘って、そこまで引っ張ってくるという、そうした考えは今のところは持っておりません。これについては、せっかくそうした御発言もあったんですから、いろいろ検討をしてまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） まず1点目、この補助金のご関係でございます。1億5,000万円、この合併推進体制補助金はいただけるということの中で、現在残っておる使える額が2,079万3,000円あるということの御理解でよろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう1点、このJ－ALERTで緊急速報が流れたときの対応でございますが、地震のそういう緊急地震速報等流れますと、当然、学校等でそういう子供たちに机の下へ入れとか、そういうような使い方ということで御理解をいただきたいとします。

以上でございます。

○議長（加納国孝君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） かじか荘については、温泉ということもございましょう

けれども、温泉以外でも遊歩道とかいろんな形での考えるものがあると思います。それについて検討していかなければならないのではないかと、これを1点と、それから、このJ－A L E R Tですけども、まだどんな音がするんか、どないするんか決まってないみたいですけど、町民の皆さんが学校で訓練して、子供たちはそういうふうにも机の下でも逃げたとしても、あとの一般人が、あ、何ぞ鳴ってるなというようなことで終わっただけでは、話にならんと思うんですよ。せっかくそういうふうなことでやっていこうとするんですから、いち早く何らかの形で、常日ごろから、例えば、非常袋とかいろんなものがあるでしょうけれども、その辺についてももう一度お伺いしておきたいと思います。

○議長（加納国孝君） 企画管財課長、増谷君。

○企画管財課長（増谷守哉君） 美濃議員の再々質疑にお答えさせていただきたいと思います。

かじか荘の有効利用ということで、また観光の施設として有効に利用していきたいと思います。遊歩道利用ということで、今、御提案いただいたんですが、そういう形でするとともに、近隣の天文台、またセミナーハウス等、いろいろ違った形の目標の施設もございます。そういうことでかじか荘のより活力ある利用方法ということで考えてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） J－A L E R Tの活用ということでございます。当然、町民の方、地震が起こってどう動くかというようなこと、そういうふうなこともホームページでもお知らせはしておるところでございます。当然、地震で、例えば火を使っているときは、すぐそういうふうな火災にならないような対応であるとか、いろんな対応の仕方あるかと思います。なかなか、ただそのJ－A L E R Tでそういう発信されたときに、どう動くのかというようなことの事細かな対応、まだ現在できておりませんので、今後そういう啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第28号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前11時55分)

再 開

○議長(加納国孝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

◎日程第14 議案第29号 平成23年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)について

◎日程第15 議案第30号 平成23年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補
正予算(第3号)について

◎日程第16 議案第31号 平成23年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第3号)について

○議長(加納国孝君) 日程第14、議案第29号、平成23年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、日程第15、議案第30号、平成23年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)について及び日程第16、議案第31号、平成23年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、一括議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) まず、国民健康保険事業特別会計で、78ページ、歳入の国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金、1節の普通調整交付金が5,000万円の減額です。減額補正です。厳密には特別調整交付金は何十万円かふえているんで、厳密に財政調整交付金自身は四千数百万円の減額ですけども、確定という説明だったと思うんですが、減額の幅が当初予算の3分の1ぐらいに達しているんで、例年になく減額幅が大きいのはなぜなのか、お伺いします。

次は、歳出のほうで、81ページ、6款の介護納付金、1項、介護納付金、1目、介護納付金ということで、7,277万7,000円の計上です。これは第2号被保険者の介護保険料として納付する分だと思うんですが、国庫支出金を889万4,000円減額して、同額を一般財源で補てんということになってますが、この仕組み、ちょっと参考のために、どういうことなのか、この仕組みについてお伺いしたいと思います。

あと、次、紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算で、88ページですか、外来収入を7,554万6,000円から800万円の減額補正です。説明では患者数が推計より少なかったということで、人口減が主な原因だというふうに理解しているが、中でも3節の後期高齢者医療保険診療収入の減額が500万円ということで、一番大きくなってます。国保や後期高齢者医療の給付費というのは、急激に伸びてはいないんですけど、高どまりといっても少しずつふえていると。午前中の説明でもあったんですが、1人当たりの医療費はかなり伸びているということであつたんですが、そういう現象と、こういう診療所での医業収入が推計よりも伸び悩むということを、どう考えたらいいか、どういうふうに認識されているのか。診療所へ行かんと、例えば厚生病院みたいな病院へ行ってしまうケースが多いということなのか、その辺のことをどう考えたらいいか、その3点だけお伺いします。

以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(加納国孝君) 住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長(牛居秀行君) 田代議員の御質疑にお答えを申し上げます。

まず最初に、議案書78ページ、3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1項、財政調整交付金でございます。これ議員も御質疑の中でございましたけれども、この財政調

整交付金につきましては、市町村間の財政力の不均衡を調整するために、国のほうから支出されておるものでございます。普通調整交付金につきましては7%、特別調整交付金については2%でございます。普通調整交付金につきましては、先ほど申しましたように、市町村間の財政力不均衡を調整するためのものでございます。今回、4,952万円の減額がございますけれども、こういったものは、いろんな単年度だけで見るのではなくて、そのときに入ってくる、その下のほうにあるんですけど、5款、前期高齢者交付金というのがございます。これにつきましては、約2,566万8,000円、増額になっておるわけでございます。最初の推定よりも、こういうふうなほかの交付金とか補助金関係が増額された場合、先ほど申しましたように、市町村の財政力の不均衡を調整するためのものでございますので、それがほかのものがふえれば、これが減るというふうなシステムになってございます。

国保会計全般に共通したことでございますけれども、各補助金とか交付金等につきましては、そのほとんどが前々年度の実績であるとか、前年度の実績であるとか、全国の保険者があるわけでありまして、その加入の状況、運営状況によって、調整額というのが国のほうで決められます。そういったいろんな複雑なものの中で、この額が決定されてくるということでございます。

ちなみに本年度の決定額といたしましては、8,000万円の決定額が結果的には来たわけでありまして、予算計上時には1,350万4,000円見てたということで、結果的にはこの5,000万円の減額につながったということで御理解をしていただきたいと思います。

次に81ページでございます。6款、介護納付金、1項、介護納付金、1目、介護納付金につきまして、国庫支出金のところで減っているということでございますが、歳入を見ていただいてもわかりますように、最初、国、県、その他から入ってくるそれぞれの交付金であるとか、補助金を推定しておったわけでありまして、それが減額になると。従来でしたら、そういった補助金を歳出のほうで各項目に振り分けていきます。各項目に振り分けていくんですけども、歳入のほうでそういったものが減額になってきますと、同時に歳出のほうでもそれを減らさなければならないと。充てるものが少なくなれば、支出のほうも少なくなるといったところで、財源内訳の変更ということになっておる次第でございます。

次に、議案書88ページで、これは診療所特別会計でございます。歳入で外来収入、

減っておると、私、6日の説明でこれにつきましては対象人員の減、お客様の減ということですね、ということで説明を申し上げました。ちなみに参考的に数字を申し上げますと、6つの診療所の、これは統括した会計でありますけれども、平成20年度では6診療所の対象人口につきましては2,996人ございました。平成21年度には2,988人、平成22年度では2,816人となっております。つまり、平成20年度から平成23年度までで約180人の対象者が減少してございます。そういったところで、外来収入が落ちておるということになってございます。

それからもう一つ、国保のほうでも説明を申し上げましたけれども、やはり年齢が高くなってくると、1人当たりの医療費が上がるということ、これはもう確かにそうでございます。統計的にもそうなってございます。しかしながら、長谷毛原診療所にしましても、国吉診療所にいたしましても、そこに通ってこられる方々というのは非常に高齢者の方が多ございます。ただいま前段でも申し上げましたように、この20年、21年、22年で180人もが減っているということの中で、ほとんどが高齢者の方が減っているということの中で、やはり対象人員が減ったために、それぞれの外来収入の減があったということがまず1点でございます。

それから、いかにもその800万円というのは大きい減額だなと、最初の当初7,500万円も見ておって、800万円も何で減額になるんだということでございます。これにつきましては、ちょっと我々も反省はあるんですけども、平成20年度から平成21年度では、約300万円ほどの減額になったんですが、収入が、21年度につきましては約100万円の増額がありました。それで、その増額を推計しまして、平成23年度、推計したわけでありますけども、少し希望的観測が多かったと言いましょうか、言い方を変えれば、ちょっと見積もりが甘かったと言われても仕方がないんでございますけども、増額推計をしてしまったと。しかし、現実には減額になったということの中で、大きな減額の補正をしなければならないということになっておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第29号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第２９号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

これから議案第３０号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第３０号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

これから議案第３１号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第３１号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 議案第３２号 平成２３年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について

○議長（加納国孝君） 日程第１７、議案第３２号、平成２３年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第３２号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第３２号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１８ 議案第３３号 平成２３年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）について

◎日程第１９ 議案第３４号 平成２３年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）について

◎日程第２０ 議案第３５号 平成２３年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第３号）について

○議長（加納国孝君） 日程第１８、議案第３３号、平成２３年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）について、日程第１９、議案第３４号、平成２３年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）について及び日程第２０、議案第３５号、平成２３年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第３号）について、一

括議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで質疑を終わります。

これから議案第33号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

これから議案第34号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

これから議案第35号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　これで討論を終わります。

これから議案第３５号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号は原案のとおり可決されました。

○議長（加納国孝君）　以上で、本日の日程は全部終了しました。

散　会

○議長（加納国孝君）　本日はこれで散会します。

（午後　１時４８分）